

議案第 7 1 号

羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（介護休暇）</p> <p>第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 7 条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> | <p>（介護休暇）</p> <p>第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 7 条の 2 第 1 項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> |

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、  
介護時間及び組合休暇の承認)

第17条 (略)

(妊娠、出産等についての申出をし  
た職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、羽生市職  
員の育児休業等に関する条例(平成  
4年条例第4号)第23条第1項の  
措置を講ずるに当たっては、同項の  
規定による申出をした職員(以下こ  
の項において「申出職員」とい  
う。)に対して次に掲げる措置を講  
じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との  
両立に資する制度又は措置(次号  
において「出生時両立支援制度  
等」という。)その他の事項を知ら  
せるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請  
求、申告又は申出(以下「請求  
等」という。)に係る申出職員の  
意向を確認するための措置

(3) 羽生市職員の育児休業等  
に関する条例第23条第1項の規定  
による申出に係る子の心身の状況  
又は育児に関する申出職員の家庭  
の状況に起因して当該子の出生の  
日以後に発生し、又は発生するこ  
とが予想される職業生活と家庭生  
活との両立の支障となる事情の改  
善に資する事項に係る申出職員の  
意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を  
養育する職員(以下この項において  
「対象職員」という。)に対して、  
規則で定める期間内に、次に掲げる  
措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との  
両立に資する制度又は措置(次号  
において「育児期両立支援制度  
等」という。)その他の事項を知ら  
せるための措置

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、  
介護時間及び組合休暇の承認)

第17条 (略)

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明